

写

27 動薬第 2890 号
平成 27 年 12 月 7 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省動物医薬品検査所長



「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」の一部改正について

動物用医薬品等の添付文書等記載事項の届出方法等については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 31 日付 12 動薬 A 第 418 号農林水産省動物医薬品検査所長通知。以下「所長通知」という。）において通知しているところです。

今般、動物医薬品検査所のシステム変更によりメールアドレスのドメインが変更されるため下記の事項について所長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしましたので通知します。

つきましては、御了知の上、貴会会員への周知をお願いいたします。

なお、本通知は、本日から適用することといたします。

記

1 メールアドレスの変更

動物医薬品検査所のホームページで添付文書等記載事項を公表するにあたり、当該品目の添付文書等の PDF ファイルを送付するメールアドレスを、以下のアドレスに変更する。

メールアドレス：tenpubunsyo@maff.go.jp

2 その他記載整備

誤記を修正しました。